

第14回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成21年1月28日(水)午後2時から

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

岩藤美智子委員, 春日通良委員, 高橋潔委員, 高山光明委員, 中村有作委員,
東正博委員, 平松敏男委員, 藤原健史委員, 村瀬正明委員, 森陽子委員
(松元範夫委員, 三宅盛夫委員, 山上晃稔委員は都合により欠席)

(2) 事務担当者

妹尾次男事務局長, 山崎正秀刑事首席書記官, 劔持誠事務局次長, 安原伸総
務課長, 仁科喜勝総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 新任委員(春日通良岡山地方裁判所長)あいさつ

(3) 委員長選任

委員の互選により春日委員が委員長に選任された。

(4) 意見交換

高山光明委員, 村瀬正明委員及び中村有作委員から, 裁判所, 検察庁及び弁
護士会の犯罪被害者保護のための諸制度に対するそれぞれの取組みの説明, 森
陽子委員から社団法人被害者サポートセンターおかやまの活動状況の説明があ
った後, 意見交換が行われた(発言の要旨は5のとおり)。

(5) 次回の予定

ア 日時

平成21年6月25日(木)午後2時

イ テーマ

未定

5 意見交換の発言要旨

(1) 犯罪被害者保護のための諸制度の周知は十分にされているか。

検察庁では、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を検察庁、警察等の関係機関に備え置いて、自由に持ち帰っていただけるようにしている。犯罪被害者の方にも、事情聴取等の際に渡して、説明にも活用している。

検察庁に被害者支援員を置いて、犯罪被害者の方からの来庁、あるいは電話での相談に対応したり、必要に応じて他の適切な機関を紹介している。被害者支援員は、現在、検察事務官OBの男性4人であるが、今後女性を加えたいと検討している。

裁判員制度とともに、犯罪被害者保護のための諸制度については、若い世代の方に知っていただく必要があると思い、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を教育委員会に配布し、教員の研修や、教員が学生に説明をする機会等に使用していただきたいとお願いしている。

犯罪被害者保護のための諸制度については、検察庁だけでなく、裁判所、弁護士会を含め、積極的に説明をする機会を設けても良い。

裁判所では、リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」を備え置いて周知を図っている。また、犯罪被害者の方からの電話や窓口での相談には、職員(裁判所書記官)が丁寧な対応をするよう心掛けている。しかし、裁判所は中立的な立場であることもあり、例えば、被害者参加はまず検察官に申し出ることになり、また、意見陳述も基本的には検察官から申し出ることになっているため、独自に裁判所が動くのは難しい面がある。基本的には、検察官からの申し出があれば積極的に対応している。ただし、民事上の争いについて示談ができた場合の刑事裁判の公判調書への記載の制度の利用が少ないの

は、周知が不足しているかと考えている。

岡山県では、犯罪被害者週間に併せて、県のラジオの広報番組で、犯罪被害者支援制度活動への参加促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底を図るため、県警本部の方に、犯罪被害者支援の概要、犯罪被害給付制度等の概略の説明をしてもらい、詳しくは警察署等の窓口へと紹介している。

裁判所では、裁判員制度については、広報用映画のDVD等を備え置いて配布するなどの広報活動を行っているとのことだが、犯罪被害者保護のための諸制度については、どのような周知を考えているのか。

裁判所が中立的立場であることから考えると、積極的に広報活動を行うのは難しい面がある。ただし、実際に諸制度を利用された方には、犯罪被害者の方の心情を最大限に配慮して訴訟を進めていこうとの考えは十分にある。

検察庁が、マスコミ等を利用して、諸制度の利用を積極的に呼びかけるスタンスは採れないと思う。こういう制度があると紹介し、その利用については、主導権は犯罪被害者の方に採っていただくべきと考える。

裁判所が、犯罪被害者保護のための諸制度の広報活動を行いにくいのは理解できる。諸制度があり、その対応は十分にできているという程度しか言えないのではないかと思う。弁護士や検察庁で行うしかないのかと感じている。

警察での犯罪被害者の方への対応は大事だと思う。被害者サポートセンターという組織があることは、一般の方にはまだ周知が十分できていないと思うが、犯罪被害者の方が、我々の組織や精通弁護士とつながるかどうかで、その後が大きく変わってくると思う。警察が、犯罪被害者の方に、諸制度をどのように説明するかは大きな問題だと思う。

被害者サポートセンターは、警察署にパンフ等を配布している。また、早期援助団体に認定されれば、すぐに犯罪被害者の方に紹介してもらえらると思うし、当センターにも連絡をもらえらることになる。

(2) 諸制度の実施に当たり，これらを十分に機能させるためには，どのような工夫をすべきか。

ア 裁判所は，犯罪被害者の方が出廷する場合に，どのような配慮やサポートをしているか。

傍聴席の優先的確保について，ある裁判所では，犯罪被害者の支援員（2人1組）の確保をしていただいたが，岡山の裁判所では認められなかったことがある。岡山の裁判所でも確保をお願いしたい。

意見交換はするにしても，判断は，訴訟指揮権の関係で，個々の裁判官の考えによって決まることになる。例えば，多数の傍聴人で傍聴席がいっぱいになる場合には，傍聴の制限をすることもあろうかと思う。サポートセンターの方の優先的傍聴については，できる限り統一的な判断をするようにとは考えているが，持ち帰って協議したい。

犯罪被害者の方が傍聴した際には，法廷で使われる言葉が難しかったり，手続の流れがよく分からなかったりする。また，犯罪被害者の方が過呼吸となることもよくあるので，配慮をお願いしたい。

サポートセンターの役割については，裁判所にも認識不足の面があるので検討したい。

犯罪被害者の方が出廷する際の配慮を説明する。

遮へいの措置やビデオリンクが必要な人については，裁判所までは，検察庁職員，弁護士が付添って来庁し，一般の人が通らない通路を通り，書記官室で待機してもらおう。そして，法廷に行く際も，検察事務官，弁護士等と一緒に，一般の人が通らない通路を通っている。このように，できるだけ一般の人とは触れることがないように配慮している。帰りも同様である。遮へいの措置等の必要がない場合でも，必要に応じてその通路を通して，法廷に案内している。付添いの人も，出来る限り一緒に行動してもらおうようにしている。

こうした措置は、通常、犯罪被害者の方は検察側の証人となるので、検察官に言ってもらえればいい。そうすれば、裁判所としては最大限の努力をする。

ある裁判所では、メディアから被害を受けた犯罪被害者の方が傍聴する際、メディアを法廷に入れた後、犯罪被害者の方が入廷するようにし、退廷の際も同様の配慮をしてくれた。また、裁判官も最後まで見届けてくれた。岡山の裁判所でも同様の配慮をお願いしたい。

弁護士会では刑事司法の人も多く、犯罪被害者についての弁護士会の対外的な意見を出すとき、平行線をたどり、両論併記となることが多い。刑事司法の立場の弁護士からは、反対尋問権の保証の観点から、ビデオリンクはできるだけ限定的に実施して欲しいとの意見があるし、犯罪被害者保護に熱心な立場の弁護士からは、犯罪被害者の方には最大限配慮して欲しいとの意見もある。犯罪被害者の方の問題をどうすべきかを考えると、悩ましいところである。

犯罪被害者の方の傍聴席の位置については、私自身は岡山では経験がないが、検察官側の席を何席か確保し、職員が案内しているようである。傍聴券を発行する場合は、一般の方が入廷する前に、犯罪被害者の方に着席してもらっている（優先席と表示している記憶がある。）が、結果として、犯罪被害者の方であることが分かってしまうことになる。この点についてはいろいろなやり方があり、今後の検討課題としたい。

イ 興味本位な傍聴人や報道機関に対するルールやマナー、対策などをどのように考えているか。

興味本位な傍聴人により、法廷等で困ったことがあるか。

岡山では経験がないが、ある裁判所では、性犯罪事件ばかり毎日のように傍聴に来る人がたまにいる。必死になってメモとり、雑誌等に投稿しているふしも伺われる。書記官室に、性犯罪の記録を見せるとどなり

こんだりする傍聴人もいる。裁判所も、あまり犯罪被害者の方のプライバシーを暴露するような裁判はやめた方が良いのではと話したことがある。

法廷でのマスコミの犯罪被害者の方との接触の仕方は、確かに難しい。犯罪被害者の方がマスコミが怖いと思うのは、1人1人の記者のことではないと思う。メディアスクラムと言われるように、1社1人でも15社集まると取り囲まれる雰囲気になるが、その取材を受けるのは怖いと思う。犯罪被害者の方の中には、全くマスコミに会いたくない、話をしたくない人もいる反面、話を聞いて欲しい、自分の思いを伝えて欲しいと思う人もいる。法廷の後、犯罪被害者の方の気持ちを取材するため、取り囲むようなことがあり、嫌な思いをした人もいらっしゃると思うが、基本的には、犯罪被害者の方全員が取材を受けたくないことはないと思う。要するに節度の問題と思う。私は、部下に、声かけはする、そこで断られたら引くのが原則と伝えている。その上で、どうしても言えないのか等しつこく食い下がるのはモラル違反だと思う。報道機関と接したくない方は、事前に裁判所の職員等に申し出てもらい、それを司法記者クラブ等を通じて法廷が始まる前に記者に伝えてくれれば、決して取り囲むことはないと思う。犯罪被害者の方の思いは新聞記事を構成する重要な要素であり、犯罪被害者の方の痛みを視聴者に伝えることで、個人の痛みを社会で共有するためにしている。

被告人の情状証人として出廷した被告人の家族等が、法廷の後、犯罪被害者側の身内と、廊下等で険悪なムードになった話を聞いた。身重の妻が、法廷の後、犯罪被害者の方の遺族から、犯罪者の子供を産むのかと言われたとのことである。被告人の家族は、犯罪被害者の方から反発されて当然とは思いますが、そういう人たちを会わせないことについて、何か配慮をしているか。

犯罪被害者側の家族等と被告人側の家族等が対峙して、犯罪被害者側の家族等がきびしい言葉を浴びせられてつらい思いをすることが時々ある。裁判所としては、そういうことが起こるかもしれないとの情報あれば、法廷が終わっても、裁判官は法廷に留まって見届け、廊下には職員等が付き添い、そういうことが起こらないよう配慮している。ただし、すべての事件について、このような配慮をしていないので、より一層検討したい。

検察庁は、事前に情報がなくて裁判所に伝えられなかったのかもしれない。犯罪被害者の方には、要望があれば公判期日を通知しているが、裁判所に行くか行かないの返事がなく、当日来られて被告人の家族等と対面する場面になると、検察庁としても、職員の付添いや仲裁ができなく、裁判所にも情報を伝えられない。こういうことが、ごくたまにあるのではないかと思う。検察庁としても、情報が入れば、裁判所の理性的な訴訟指揮のため、連絡すべきであると考えている。

裁判所の情報は限られているので、どのように対応すればよいのか分からない点もあろうかと思うので、例えば弁護士側も何か情報あれば事前に裁判所に言っただけであれば対応できるかと思うのでお願いしたい。

ウ 犯罪被害者の方との対応で苦慮していることがあるか。

最近の裁判官の傾向として、犯罪被害者の方の言いなりになる訴訟指揮があり、弁護士としてはやりにくいことがある。感情的になる犯罪被害者の遺族も多く、期日の指定等について、犯罪被害者等の言いなりとなることも多い。やむを得ない場合もあろうが、弁護士とも相談するなどの配慮をお願いしたい。弁護士もやりにくいし、公平にしてもらう必要はある。裁判官はどのように考えているか。

裁判所は公平の立場を取る必要があり、犯罪被害者の方に引きずられて被告人に不公平感を与えてはいけないと思う。しかし、犯罪被害者の方は、犯罪に遭って非常につらい思いをしていることもあり、あまりその意見を

無視する形を取ると、被害感情が深くなって傷つくこともある。裁判所としても、対応に苦慮することが多い。ただし、裁判所の制止を聞かず、法廷の秩序が維持できない場合には、最終的に犯罪被害者の方の退廷命令を出すことも辞さなくなる。最終的には毅然とした態度を取るが、そこまでいかないようにうまく対応したいと考えている。法廷では、検察官、犯罪被害者側の弁護士にも協力をいただきたい。